

○東総広域水道企業団情報公開条例施行規程

〔平成15年12月25日〕
規程第6号

改正 平成17年6月27日規程第2号 平成28年3月23日規程第2号

(趣旨)

第1条 この規程は、東総広域水道企業団情報公開条例（平成15年東総広域水道企業団条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公文書から除く電磁的記録)

第2条 条例第2条第2項第2号に規定する実施機関が定める電磁的記録は、次の各号に掲げる電磁的記録とする。

- (1) 会議その他これに類するものの記録を作成するために録音等をした録音テープ等の電磁的記録
- (2) データ処理等の作業のために作成した磁気ディスク等の電磁的記録

(公文書開示請求書等)

第3条 条例第6条第1項に規定する書面は、公文書開示請求書（別記第1号様式）とする。

2 条例第6条第1項第3号に規定する実施機関が定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 求める開示の実施方法
- (2) 開示請求をする者の連絡先

(公文書開示決定通知書等)

第4条 条例第10条第1項に規定する書面は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める通知書とする。

- (1) 公文書の全部を開示する旨の決定をした場合 公文書開示決定通知書（別記第2号様式）
- (2) 公文書の一部を開示する旨の決定をした場合 公文書一部開示決定通知書（別記第3号様式）

2 条例第10条第2項に規定する書面は、公文書不開示決定通知書（別記第4号様式）とする。

(開示決定等期間延長通知書)

第5条 条例第11条第2項に規定する書面は、開示決定等期間延長通知書（別記第5号様式）とする。

(開示決定等の期限の特例適用通知書)

第6条 条例第12条に規定する書面は、開示決定等の期限の特例適用通知書(別記第6号様式)とする。

(事案移送通知書)

第7条 条例第14条第1項に規定する書面は、事案移送通知書(別記第7号様式)とする。

(意見照会等)

第8条 条例第15条第1項に規定する実施機関が定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 開示請求の年月日
- (2) 開示請求に係る公文書に記録されている当該第三者に関する情報の内容
- (3) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

2 条例第15条第2項に規定する実施機関が定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 開示請求の年月日
- (2) 開示決定をする理由
- (3) 開示請求に係る公文書に記録されている当該第三者に関する情報の内容
- (4) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

3 条例第15条第2項に規定する書面は、意見照会書(別記第8号様式)とする。

4 条例第15条第3項(条例第21条において準用する場合を含む。)に規定する書面は、公文書の開示に係る通知書(別記第9号様式)とする。

(電磁的記録の開示の実施の方法)

第9条 条例第16条第2項に規定する実施機関が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に掲げる方法(プログラム(電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるよう組み合わせられたものをいう。以下同じ。))を用いて行う必要があるものにあつては、実施機関が保有するプログラムにより行うことができるものに限る。)とする。

(1) 録音テープ又はビデオテープによる電磁的記録

- イ 当該録音テープ又はビデオテープを専用機器により再生したものの視聴
- ロ 当該録音テープ又はビデオテープを録音カセットテープ若しくはビデオカセットテープに複写したものの交付

(2) 前号に掲げるもの以外の電磁的記録

- イ 当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は写しの交付
- ロ 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの視聴又はフロッピーディスク、光ディスク若しくはその他の電磁的記録媒体に複写したものの交付が容易であると

きは、当該電磁的記録の視聴又は複写したものの交付

(公文書の開示)

第10条 公文書の開示は、実施機関が指定する日時及び場所で行うものとする。ただし、公文書の写し等の交付は、郵送により行うことができる。

2 実施機関は、公文書の閲覧又は視聴をする者が、当該公文書を改ざんし、汚損し、又は破損するおそれがあると認められるときは、当該公文書の閲覧若しくは視聴を停止し、又は禁止することができる。

3 公文書の写し等を交付する場合の交付部数は、開示請求に係る公文書1件につき1部とする。

(費用負担の額等)

第11条 条例第18条に規定する写しの作成に要する費用の額は、企業長が別に定める。

2 前項の写しの作成に要する費用及び当該写しの送付に要する費用は、前納しなければならない。

(審査会に諮問をした旨の通知)

第12条 条例第20条の規定による通知は、諮問通知書(別記第10号様式)により行うものとする。

(情報公開審査会の会長)

第13条 条例第22条に規定する東総広域水道企業団情報公開審査会(以下「審査会」という。)に、会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(審査会の会議及び議事)

第14条 審査会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 審査会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審査会の庶務)

第15条 審査会の庶務は、総務課において処理する。

(審査会に関する委任)

第16条 この規程に定めるもののほか審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

(実施状況の公表)

第17条 条例第31条の規定による実施状況の公表は、次の各号に掲げる事項を企業団

の掲示場に掲示して行う。

- (1) 公文書の開示請求の件数
- (2) 公文書の開示及び不開示の決定件数
- (3) 審査請求の件数
- (4) その他必要な事項

(補則)

第18条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年6月27日規程第2号)

この規程は、平成17年7月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月23日規程第2号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

別 記

第1号様式（第3条第1項関係）

公 文 書 開 示 請 求 書

年 月 日

（実施機関） 様

郵便番号

住 所

氏 名

連絡先電話番号 （ ） —

（ 法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名 ）

担当者名

（法人その他の団体の場合に記載してください。）

東総広域水道企業団情報公開条例第6条第1項の規定により、次のとおり公文書の開示を請求します。

開示請求する公文書の件名又は内容	(知りたいと思う事項の具体的な内容を記載してください。)
<p>公文書の開示を請求することができるものの区分（該当する区分を示す□の一つに✓印を付け、（ ）内に必要な事項を記載してください。</p> <p>※給水区域等 銚子市水道事業、旭市水道事業、東庄町水道事業の給水区域又は企業団が管理する施設の所在市町村</p>	<p><input type="checkbox"/> 給水区域等内に住所を有する者（<input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 法人その他の団体）</p> <p><input type="checkbox"/> 給水区域等内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 （ 事務所等の名称 所在地 ）</p> <p><input type="checkbox"/> 給水区域等内に存する事務所又は事業所に勤務する者 （ 事務所等の名称 所在地 ）</p> <p><input type="checkbox"/> 給水区域等内に存する学校に在学する者 （ 学校の名称 所在地 ）</p> <p><input type="checkbox"/> 公文書の開示を必要とする理由を明示して請求する個人及び法人その他の団体（<input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 法人その他の団体） （ 開示を必要とする理由（なるべく具体的に記載してください。） ）</p>
<p>求める開示の方法 （該当する□に✓印を付けてください。）</p>	<p><input type="checkbox"/> 閲覧又は視聴</p> <p><input type="checkbox"/> 写し等の交付（<input type="checkbox"/> 郵送を希望する）</p>

（職員記入欄） この欄には記載しないでください。

担 当 課		備 考	
-------	--	-----	--

第2号様式（第4条第1項関係）

公文書開示決定通知書

第 年 月 日 号

様

(実施機関)

印

年 月 日付けの開示請求について、東総広域水道企業団情報公開条例第10条第1項の規定により、次のとおり公文書の全部を開示することを決定したので通知します。

公文書の件名		
開示を実施する 日時及び場所	日時	年 月 日 () 午前 時 分 午後
	場所	
開示の実施の方法		
担 当 課	電話番号 () -	
備 考		

注

- 1 指定された開示の日時に来庁できないときは、あらかじめ担当課へ連絡してください。
- 2 公文書の開示を受ける際には、この通知書を提示してください。

第3号様式（第4条第1項関係）

公文書部分開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

（実施機関）

印

年 月 日付けの開示請求について、東総広域水道企業団情報公開条例第10条第1項の規定により、次のとおり公文書の一部を開示することを決定したので通知します。

公文書の件名		
開示しない部分及び開示しない理由		
開示を実施する日時及び場所	日時	年 月 日（ ） 午前 時 分 午後
	場所	
開示の実施の方法		
担当課	電話番号（ ） -	
備考		

教示 この決定に不服があるときは、行政不服審査法第2条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、 に審査請求をすることができます。

注

- 1 指定された開示の日時に来庁できないときは、あらかじめ担当課へ連絡してください。
- 2 公文書の開示を受ける際には、この通知書を提示してください。

第4号様式（第4条第2項関係）

公文書不開示決定通知書

第 年 月 日 号

様

（実施機関）

印

年 月 日付けの開示請求について、東総広域水道企業団情報公開条例第10条第2項の規定により、次のとおり公文書の全部を開示しないことを決定したので通知します。

開示請求に係る公文書の件名又は内容	
開示しない理由	
担 当 課	電話番号（ ） —
備 考	

教示 この決定に不服があるときは、行政不服審査法第2条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、 に審査請求をすることができます。

第5号様式（第5条関係）

開示決定等期間延長通知書

第 年 月 日
年 月 日

様

（実施機関）

印

年 月 日付けの開示請求について、東総広域水道企業団情報公開条例第11条第2項の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長したので通知します。

開示請求に係る公文書の件名又は内容	
延長前の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
決定期間を延長する理由	
担当課	電話番号（ ） -
備考	

第6号様式（第6条関係）

開示決定等の期限の特例適用通知書

第 年 月 日 号

様

（実施機関）

印

年 月 日付けの開示請求について、次のとおり東総広域水道企業団情報公開条例第12条の規定を適用することとしたので通知します。

開示請求に係る公文書の件名又は内容	
開示請求に係る公文書のうち相当の部分について開示決定等をする期間	年 月 日から 年 月 日まで
開示請求に係る公文書のうち上記期間内に開示決定等をする相当の部分	
残りの公文書について開示決定等をする期限	年 月 日
本条を適用する理由	
担 当 課	電話番号（ ） ー
備 考	

第7号様式（第7条関係）

事 案 移 送 通 知 書

第 年 月 日 号

様

（実施機関）

印

年 月 日付けの開示請求について、東総広域水道企業団情報公開条例第14条の第1項の規定により、次のとおり事案を移送したので通知します。

移送した事案に係る 公文書の件名又は内容	
移送をした実施機関 及び担当課	実施機関 担当課 電話番号（ ） ー
移送を受けた実施機 関及び担当課	実施機関 担当課 電話番号（ ） ー
移 送 を し た 日	年 月 日
移 送 を し た 理 由	
備 考	

注 本件開示請求に対する決定等については、移送を受けた実施機関において行うこととなります。

第8号様式（第8条第3項関係）

意 見 照 会 書

第 年 月 日

様

（実施機関）

印

東総広域水道企業団情報公開条例に基づき、 に関する情報が記録された公文書について開示請求がありました。この公文書を開示することについて、同条例第15条第2項の規定により、意見書を提出することができますので、次のとおり通知します。

については、意見書を提出される場合には、別紙「公文書の開示に係る意見書」により、年 月 日までに提出してください。

開示請求に係る公文書の件名	
開示請求に係る公文書に記録されている に関する情報の内容	
開示請求があった日	年 月 日
条例第15条第2項の規定を適用する理由	
意見書の提出先	電話番号（ ） —
備 考	

別紙

公文書の開示に係る意見書

年 月 日

(実施機関) 様

郵便番号

住 所

氏 名

連絡先電話番号 () -

(法人その他の団体にあつては、主たる事務
所の所在地、名称及び代表者の氏名)

担当者名

(法人その他の団体の場合に記載してください。)

年 月 日付け 第 号で通知のあったこのことについて、次のとおり
提出します。

開示決定に対する 反対意見の有無	有	無
意 見	開示決定に反対する理由等（開示されると支障を生ずる部分及びその理由）	

第9号様式（第8条第4項関係）

公文書の開示に係る通知書

第 年 月 日 号

様

（実施機関）

印

年 月 日付けの に関する情報が記録されている公文書の開示請求について、次のとおり公文書を開示することを決定をしたので、東総広域水道企業団情報公開条例（第15条第3項・第20条において準用する同条例第15条第3項）の規定により通知します。

公文書の件名	
開示される に関する情報の内容	
開示決定に係る年月日 等	年 月 日付け 第 号
開示決定をした理由	
開示を実施する日	年 月 日
担 当 課	電話番号（ ） —
備 考	

教示 この決定に不服があるときは、行政不服審査法第2条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、 に審査請求をすることができます。

第10号様式（第12条関係）

諮 問 通 知 書

第 年 月 日 号

様

（実施機関）

印

東総広域水道企業団情報公開条例第19条第1項の規定により、次のとおり東総広域水道企業団情報公開審査会に諮問したので、同条例第20条の規定により通知します。

審査請求に係る開示決定等	決定日	年 月 日
	公文書の件名又は内容	
審査請求の内容 （諮問に係る部分）		
諮問した日	年 月 日	
担当課	電話番号（ ） ー	
備考		